

令和5年4月12日

保護者等の皆様へ

高知県立高知小津高等学校長

新型コロナウイルス感染症における発熱等の症状がある場合の欠席等の取扱いについて

うえのことについては、令和5年3月17日付けで文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂についての通知がありました。

このことを受け、生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合の欠席等の取扱いについては、下記のとおり対応しますのでご確認をお願いいたします。

また、学校内での感染拡大を防止するため、引き続き、感染症対策へのご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- **生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合**には、自宅で休養することを徹底するとともに、医療機関での受診をお願いします。

この場合の欠席等の取扱いについては、次のとおりとします。

- ・ 医療機関を受診し、**陽性**の場合

発症から療養期間が終了するまでは出席停止（忌引扱い）とする。

- ・ 医療機関を受診し、**陰性**の場合

発症から医療機関を受診した日までは出席停止（忌引扱い）とし、翌日以降は欠席とする。

- ・ 医療機関を受診できなかった場合

発症から症状が回復するまでの間は出席停止（忌引扱い）とする。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が行われる、本年5月8日までの対応とします。